

山梨県公報

第千八百五十九号
平成二十年
六月五日
木曜日

目次

生活保護法に基づく介護機関の指定……………三〇九

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三二五
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………三二六
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止……………三二七
 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………三三〇
教育委員会
 指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則……………三三〇
 指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程……………三三二
 指導力不足等教員に関する諮問委員会規程を廃止する訓令……………三三二
その他
 落札者等の決定について……………三三三
 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲……………三三三
正 誤
 平成二十年五月八日付け第千八百五十一号中……………三三三

告 示

山梨県告示第二百六十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 次のとおり介護機関を指定した。
 平成二十年六月五日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
--------	------------	--------	---------	-------

財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地百六十七	訪問看護ステーションひまわり	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地百六十七	平成十九年二月一日
社会福祉法人都留市社会福祉協議会	都留市下谷二千五百十六番地一	都留市社会福祉協議会	都留市下谷二千五百十六番地一	平成十九年二月一日
社会福祉法人市川三郷町社会福祉協議会	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	社会福祉法人市川三郷町社会福祉協議会	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	平成十九年四月一日
身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	身延町社会福祉協議会中富デイサービスセンター	南巨摩郡身延町切石百十七番地	平成十九年四月一日
身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	身延町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	南巨摩郡身延町切石百十七番地	平成十九年四月一日
社会福祉法人寿ノ家	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	寿ノ家寄りあい所	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	平成十九年三月一日
身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	身延町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	平成十九年三月一日
社会福祉法人大月市社会福祉協議会	大月市大月町花咲十番地	ヘルパーステーション「花さき	大月市大月町花咲十番地	平成十九年三月一日
社会福祉法人大月市社会福祉協議会	大月市大月町花咲十番地	デイサービスセンター「やまゆ	大月市富浜町宮谷千五百十八番	平成十九年三月一日

い手甲府	丁目七番十四号	用具センター	百七十三番地六	二月一日
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手訪問入浴センター	甲斐市篠原二千七百七十三番地六	平成十九年三月一日
有限会社山平浅川商店デイスターあさかわ	甲府市上石田四丁目十八番六号	デイスタービスセンターあさかわ	甲府市上石田四丁目十八番六号	平成十九年三月一日
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手甲府西茶論	甲府市上石田一丁目七番十四号	平成十九年五月九日
医療法人藤和会	南アルプス市在家塚千八百八十九番地	医療法人藤和会 齊藤医院	南アルプス市在家塚千八百八十九番地	平成十八年八月一日
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	巨摩共立病院デイスタービスいきやり	南アルプス市桃園三百四十番地	平成十九年五月三十日
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	訪問看護ステーションふじかわ	南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地四	平成十九年六月一日
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	かいこま訪問看護ステーション	北杜市武川町牧原千三百七十一番地	平成十九年六月一日
社会福祉法人恵友会	笛吹市石和町松本二百六十二番地	エレガローザイサワ居宅介護支援センター	笛吹市石和町松本二百六十二番地	平成十九年六月一日
有限会社アイケア	千葉県市原市牛久八百十四番地	アイケア富士ステーション	富士吉田市松山千二百七十八番地	平成十九年七月一日

ハートサービス株式会社	南アルプス市藤田二千二百五十三番地二	ハートサービス訪問看護ステーション	甲斐市篠原二千三百二十番地雄ビル一〇三号	平成十九年七月一日
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千百六十三番地	甲斐市社会福祉協議会通所介護事業所	甲斐市西八幡三千十八番地一	平成十九年七月一日
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千百六十三番地	甲斐市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	甲斐市西八幡三千十八番地一	平成十九年七月一日
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千百六十三番地	甲斐市社会福祉協議会訪問介護事業所	甲斐市龍地六千五百三十六番地	平成十九年七月一日
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千百六十三番地	甲斐市社会福祉協議会訪問介護事業所	甲斐市龍地六千五百三十六番地	平成十九年七月一日
医療法人社団向陽会	甲斐市宇津谷千百一十一番地	ひかりの里デイケアセンター指定通所リハビリテーション事業所	甲斐市宇津谷千百一十一番地	平成十九年七月一日
鰻沢町長	南巨摩郡鰻沢町千五百九十九番地五	鰻沢町地域包括支援センター	南巨摩郡鰻沢町千五百九十九番地五	平成十九年五月三十一日
社会福祉法人泉茅会	甲斐市竜王六百四十四番五号	めぐみ荘ショートステイセンター	甲斐市竜王六百四十四番五号	平成十九年七月一日
特定非営利活動法人ヘルスケアサポート協会	三重県いなべ市員弁町松之木千九百九十番地二	アイティールケアホーム大里	甲府市大里町三千三百七十五番地十	平成十九年七月十七日
有限会社スプリングフィールド	甲府市古府中町三千二百八十六番地	デイスタービスセンター里の家族	甲府市古府中町三千二百八十六番地一	平成十九年七月一日

株式会社ファミリーケア	甲府市湯村三丁目十八番地十二号	指定通所介護事業所ふぁみりー	甲府市湯村三丁目十八番地十二号	平成十九年十月一日
特定非営利活動法人メデイカルケア協会	甲府市伊勢一丁目二番十八号	藤訪問介護事業所	甲府市伊勢一丁目二番十八号	平成十九年九月一日
株式会社幸	南アルプス市藤田二千四百四十一番地二	幸ケアサービス	南アルプス市藤田二千四百四十一番地二	平成十九年九月一日
葦崎市社会福祉協議会	葦崎市大草町若尾千六百八十番地	葦崎市社会福祉協議会指定介護予防訪問介護事業所	葦崎市大草町若尾千六百八十番地	平成十九年六月一日
葦崎市社会福祉協議会	葦崎市大草町若尾千六百八十番地	葦崎市社会福祉協議会指定介護予防通所介護事業所	葦崎市大草町若尾千六百八十番地	平成十九年六月一日
社会福祉法人上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原三千百九十四番地二	上野原介護予防訪問介護事業所	上野原市上野原三千百九十四番地二	平成十九年七月一日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア大月	大月市大月町花咲三百九十番地 大月フラワーハウスC	平成十九年十一月一日
上野原市	上野原市上野原三千八百三十二番地	上野原市指定介護予防支援事業所	上野原市上野原三千八百三十二番地	平成十九年七月一日
社会福祉法人緑樹会	北杜市明野町上手五百二十番地	明山荘デイサービスセンター	北杜市明野町上手五百二十番地	平成十八年十月三十一日

社会福祉法人緑樹会	北杜市明野町上手五百二十番地	明山荘介護予防デイサービスセンター	北杜市明野町上手五百二十番地	平成十八年十月三十一日
社会福祉法人緑樹会	北杜市明野町上手五百二十番地	明山荘指定短期入所生活介護事業所	北杜市明野町上手五百二十番地	平成十八年十月三十一日
社会福祉法人緑樹会	北杜市明野町上手五百二十番地	明山荘指定介護予防短期入所生活介護事業所	北杜市明野町上手五百二十番地	平成十八年十月三十一日
北杜市	北杜市須玉町大豆生田六百九十一番地一	北杜市立塩川病院訪問看護ステーションつくしんぼ	北杜市須玉町藤田七百七十三番地	平成十九年五月三十日
株式会社フジタ・エージェンツ山梨支店	中巨摩郡昭和町築地新居二百七十四番地	甲州茶話本舗デイスーパービス赤石亭	南アルプス市飯野三千四百六十二番地一	平成十九年十一月一日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア富士吉田	富士吉田市松山五丁目一番十六号船久保オフィスビル一階A号室	平成十九年十一月一日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア河口湖	南都留郡富士河口湖町船津二千九十一番地二	平成十九年十一月一日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア笛吹	笛吹市石和町松本八百三十番地一カリエーラ七百五十三一〇	平成十九年十一月一日

セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア加納岩	山梨市上神内川千七百十一番地一丁一ビル一階	平成十九年十一月一日
社会福祉法人にんじんの会	東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目五十番一号	ケアステーションにんじん・上野原	上野原市上野原二千四百二十四番地一	平成十九年八月一日
社会福祉法人にんじんの会	東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目五十番一号	デイホームにんじん・上野原	上野原市上野原二千四百二十四番地一	平成十九年十一月一日
社会福祉法人にんじんの会	東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目五十番一号	訪問看護ステーションにんじん・上野原	上野原市上野原二千四百二十四番地一	平成十九年十一月一日
株式会社介護セントリー花岡	中央市西花輪二千七百十七番地二	株式会社介護セントリー花岡甲府店	中央市西花輪二千七百十七番地二	平成十八年八月一日
株式会社介護セントリー花岡	中央市西花輪二千七百十七番地二	株式会社介護セントリー花岡甲府店	中央市西花輪二千七百十七番地二	平成十九年十一月二日
社会福祉法人恵優会	甲府市青葉町十四番十五号	小規模多機能型居宅介護青葉町湯らり	甲府市青葉町十四番十五号	平成十九年十月二十二日
社会福祉法人善隣会	甲府市和田町二千九百四十八番地六	尚古園中央デイサービスセンター	甲府市中央二丁目十六番二号	平成十九年十一月一日
社会福祉法人善隣会	甲府市和田町二千九百四十八番地六	サテライト特養尚古園	甲府市中央二丁目十六番二号	平成十九年十一月七日

社会福祉法人善隣会	甲府市和田町二千九百四十八番地六	サテライト特養尚古園短期入所生活介護事業所	甲府市中央二丁目十六番二号	平成十九年十一月七日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア甲府北	甲府市池田一丁目三番二十三号メゾン池田一〇三号	平成十九年十一月一日
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア甲府南	甲府市大里町三千百三十一番地一森下ビル一〇	平成十九年十一月一日
医療法人ケニ一	北杜市高根町清里三千五百四十五番地二千五百五十	杜の診療所	北杜市高根町清里三千五百四十五番地二千五百五十	平成十九年十一月二十日
有限会社アルファ・キッド	甲府市朝日一丁目六番一号	有限会社アルファ・キッド	甲府市朝日一丁目六番一号	平成十九年十月一日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区大岡西一丁目六番一号ゆめおおおかオフィスタワー十六階	ツクイ甲府大手	甲府市大手二丁目四番四号	平成十九年十一月一日
社会福祉法人和告福祉会	甲府市中村町四番地十二	グループホーム郷	甲府市中村町十一番地十八	平成十九年十一月二十七日
社会福祉法人和告福祉会	甲府市中村町四番地十二	デイサービスセンター和永荘	甲府市中村町十一番地十八	平成十九年十一月一日
社会福祉法人和告福祉会	甲府市中村町四番地十二	指定短期入所生	甲府市中村町四番地十二	平成十九年十一月七日

告福祉会	番地十二	活介護事業所和久園	番地十二	十一月二十七日
社会福祉法人和告福祉会	甲府市中村町四番地十二	ショートステイ専用施設リーフ	甲府市相生二丁目二番三号	平成十九年十一月二十七日
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目十六番一號	ケアパートナー甲府	甲府市徳行五丁目十二番二十一號	平成十九年十一月二十九日
株式会社ファミリーケア	甲府市湯村三丁目十八番地十二號	指定居宅介護支援事業所ふぁみりー	甲府市湯村三丁目十八番地十二號	平成十九年十一月二十九日
医療法人高原会	南アルプス市荊沢二百五十五番地	なじみの家はんでこうし魚町	甲府市中央二丁目十二番六号サソセゾンみなと二F	平成十九年十一月三十日
医療法人慈光会	甲府市上町七百五十三番地一	かがやき介護予防通所リハビリテーション事業所	甲府市上町七百五十三番地一	平成十九年十二月一日
社会福祉法人櫻樹会	南アルプス市小笠原千七十七番地二	レンタルひまわり	南アルプス市小笠原千七十七番地八	平成十九年十一月一日
社会福祉法人景誠会	甲府市勝沼町下岩崎二千九十一番地	特別養護老人ホームヒルズ勝沼	甲府市勝沼町下岩崎二千九十一番地	平成十九年十二月十七日
医療法人仁和会	甲斐市万才二百八十七番地	医療法人仁和会ヘルパーステーシヨンコスモス	甲斐市万才二百八十七番地八	平成十九年十一月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年五月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人自然とオオムラサキに親しむ会

医療法人仁和会	甲斐市万才二百八十七番地	医療法人仁和会しらゆり訪問看護ステーション	甲斐市万才二百八十七番地八	平成十九年十一月一日
株式会社メデイカルコーポレーション	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川二十二番地	グループホーム大里の憩	甲府市大里町三千三百七十五番地一	平成二十年一月一日
株式会社メデイカルコーポレーション	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川二十二番地	介護付有料老人ホーム大里の憩	甲府市大里町三千三百七十五番地十	平成二十年一月一日
有限会社ほくと夢ポケット	北杜市高根町村山西割二千五百番地一	ほくと夢ポケット デイサービス	北杜市高根町村山西割二千四百四番地一	平成十九年十月二十九日
社会福祉法人かじかの会	南巨摩郡皷沢町駅前通り二丁目沢ノ戸三千七百七十六番地	デイサービスセンターあさひ皷桜苑	南巨摩郡皷沢町駅前通り二丁目沢ノ戸三千七百七十六番地	平成二十年二月一日

- 2 代表者の氏名 跡部治賢
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町渋沢九百十番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は国蝶オムラサキなどの自然に親しみ、自然を大切にすることを育てるとともに人間性豊かな地域社会の形成や、地域文化の発展、向上に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年五月二十三日から同年七月二十二日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十年六月五日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
たまほ歯科クリニック	中央市成島二 三六八番地	一九三三三〇〇 一四六	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月一日
たまほ歯科クリニック	中央市成島二 三六八番地	一九三三三〇〇 一四六	介護予防訪問看護（みなし）	平成二十年三月一日
たまほ歯科クリニック	中央市成島二 三六八番地	一九三三三〇〇 一四六	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月一日
たまほ歯科クリニック	中央市成島二 三六八番地	一九三三三〇〇 一四六	訪問リハビリテーション（みなし）	平成二十年三月一日
たまほ歯科クリニック	中央市成島二	一九三三三〇〇	訪問看護（みなし）	平成二十年三月

リニック	三六八番地	一四六	し	一日
デイサービスセンター げんき甲斐	甲斐市大下条 九五六番地一	一九七二七〇〇 三〇五	介護予防通所介護	平成二十年三月一日
デイサービスセンター げんき甲斐	甲斐市大下条 九五六番地一	一九七二七〇〇 三〇五	通所介護	平成二十年三月一日
デイサービスセンター げんき甲斐	甲斐市湯村三丁目一九番五〇号サン湯村ハイツDの一	一九七〇一〇二 四九五	介護予防通所介護	平成二十年三月一日
デイサービスセンター げんき甲斐	甲斐市湯村三丁目一九番五〇号サン湯村ハイツDの一	一九七〇一〇二 四九五	通所介護	平成二十年三月一日
ゆずのき薬局	南アルプス市 桃園一四五一番地七	一九四二六〇〇 五二八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月一日
ゆずのき薬局	南アルプス市 桃園一四五一番地七	一九四二六〇〇 五二八	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月一日
TOTORIMO デルクラブ甲斐中央リフォーム社	甲斐市玉川三二番地一	一九七二七〇〇 二二二	介護予防福祉用具貸与	平成二十年三月十五日
TOTORIMO デルクラブ甲斐中央リフォーム社	甲斐市玉川三二番地一	一九七二七〇〇 二二二	福祉用具貸与	平成二十年三月十五日

特別養護老人ホームノ家	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九七〇五〇〇 三一八	介護予防短期入所生活介護	平成二十年三月二十日
-------------	--------------------------	----------------	--------------	------------

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成二十年六月五日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーション花みずき	甲府市上石田一丁目三番一八号	一九七〇一〇二〇七三	介護予防訪問介護	平成二十年三月一日
ヘルパーステーション花みずき	甲府市上石田一丁目三番一八号	一九七〇一〇二〇七三	訪問介護	平成二十年三月一日
サンクール石和介護施設	笛吹市石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇六八〇	介護予防短期入所生活介護	平成二十年三月三十一日
サンクール石和介護施設	笛吹市石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇六八〇	介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
サンクール石和介護施設	笛吹市石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇六八〇	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
サンクール石和介護施設	笛吹市石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇六八〇	短期入所生活介護	平成二十年三月三十一日

サンクール石和介護施設	地一 笛吹市石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇六八〇	通所介護	平成二十年三月三十一日
サンスペース介護サービス	南都留郡山中湖村山中八六五番地一四〇の一	一九七一一三〇〇〇七二	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
しらかべ歯科医院	南都留郡富士河口湖町船津二九八六番地河口湖ショッピングセンターベル内三F	一九三一一三〇〇三九四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月三十一日
しらかべ歯科医院	南都留郡富士河口湖町船津二九八六番地河口湖ショッピングセンターベル内三F	一九三一一三〇〇三九四	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年三月三十一日
シルクの里ヘルパーステーション	中央市大鳥居三七三八番地	一九七二三〇〇〇一四	介護予防訪問介護	平成二十年三月三十一日
シルクの里ヘルパーステーション	中央市大鳥居三七三八番地	一九七二三〇〇〇一四	訪問介護	平成二十年三月三十一日
ひかりの里訪問看護ステーション	甲斐市宇津谷一一〇三番地	一九六一七九〇〇四三	訪問看護	平成二十年三月三十一日

やさしい手 葎崎事業所	葎崎市藤井町 南下條六四九 番地一	一九七〇九〇〇 〇七〇	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
加納岩居宅介 護支援事業所	山梨市上神内 川一三六三番 地	一九七〇二〇〇 〇二六	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
街のパンセ デイサービス センター	甲府市朝日五 丁目四番一六 号	一九七〇一〇二 三五四	介護予防通所介 護	平成二十年三月 三十一日
街のパンセ デイサービス センター	甲府市朝日五 丁目四番一六 号	一九七〇一〇二 三五四	通所介護	平成二十年三月 三十一日
鯉沢町訪問介 護事業所	南巨摩郡鯉沢 町鳥屋一三七 番地一	一九七〇七〇〇 一七三	訪問介護	平成二十年三月 三十一日
巨摩共立病院 指定居宅介護 支援事業者	南アルプス市 桃園三四〇番 地	一九一六一〇〇 〇六九	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
共立歯科セン ター指定居宅 介護支援事業 者	甲府市丸の内 二丁目九番一 八号	一九三〇一一二 八七三	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
峡北シルバ ケアホーム	北杜市長坂町 渋沢九〇七番 地	一九五二〇八〇 〇〇九	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十年三月 三十一日

穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	介護予防訪問リ ハビリテーション （みなし）	平成二十年三月 三十一日
穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	介護予防訪問看 護（みなし）	平成二十年三月 三十一日
穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年三月 三十一日
穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成二十年三月 三十一日
穴山診療所	葎崎市穴山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	訪問看護（みな し）	平成二十年三月 三十一日
甲州ケア・ホ ーム 訪問リ ハビリテーシ ョン	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九七一一八〇〇 二九五	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	平成二十年三月 三十一日
甲州ケア・ホ ーム 訪問リ ハビリテーシ ョン	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九七一一八〇〇 二九五	訪問リハビリテ ーション	平成二十年三月 三十一日
甲府訪問看護 ステーション すずかけ	甲府市丸の内 二丁目九番二 八号勤医協 前ビル四F	一九六〇一九〇 〇三九	居宅介護支援	平成二十年三月 三十一日
山本歯科医院	大月市大月一 丁目二〇番八	一九三二四〇〇 一八六	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十年三月 三十一日

山本歯科医院	号	大月市大月一丁目二〇番八号	一九三二四〇〇一八六	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
社団法人山梨県看護協会指定ぬくもり居宅介護支援事業所	号	南巨摩郡南部町南部八〇五〇番地一南部町医療センター	一九六〇七九〇〇一〇	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
勝俣歯科医院	地	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇二二四	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
勝俣歯科医院	地	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇二二四	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
清珠荘居宅介護支援事業所	〇〇〇番地	西八代郡市川三郷町岩間五〇〇〇番地	一九七〇六〇〇〇三五	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
西八代郡農業協同組合	地	西八代郡市川三郷町市川大門一八〇一番地	一九七〇六〇〇〇九二	福祉用具貸与	平成二十年三月三十一日
早川町保健センター	地	南巨摩郡早川町草塩八八番地	一九七〇七〇〇一四〇	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
増穂町福祉保健課	二番地一	南巨摩郡増穂町長澤一九四二番地一	一九七〇七〇〇二〇七	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日

大月市福祉保健課	号	大月市大月二丁目六番二〇号	一九七二四〇〇〇五四	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日
大月市立中央病院 介護療養型医療施設	番地	大月市大月町花咲二二五番地	一九一一四二〇四一一	介護予防短期入所療養介護(みなし)	平成二十年三月三十一日
大月市立中央病院 介護療養型医療施設	番地	大月市大月町花咲二二五番地	一九一一四二〇四一一	短期入所療養介護(みなし)	平成二十年三月三十一日
天野歯科医院	吉田二五番地	富士吉田市下吉田二五番地	一九三二二〇〇二三〇	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
天野歯科医院	吉田二五番地	富士吉田市下吉田二五番地	一九三二二〇〇二三〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
道志村福祉センター	地	南都留郡道志村七七一〇番地	一九七二三〇〇一六三	訪問介護	平成二十年三月三十一日
南アルプス市小笠原訪問看護ステーション	番地一	南アルプス市小笠原四〇三番地一	一九六二六九〇〇二九	訪問看護	平成二十年三月三十一日
日原歯科医院	番地	甲州市塩山上於曾一〇四一番地	一九三三二〇〇〇四九	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
日原歯科医院	番地	甲州市塩山上於曾一〇四一番地	一九三三二〇〇〇四九	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年三月三十一日
葦崎市居宅介護	番地	葦崎市本町三番地	一九七〇九〇〇〇	居宅介護支援	平成二十年三月三十一日

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則を次のように定める。
平成二十年六月五日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、山梨県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))及び期限を付して任用された者を除く。)並びに講師(再任用職員、非常勤の講師及び期限を付して任用された者を除く。)をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者であつて、法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修(以下「指導改善研修」という。)によつて児童等に対する指導の改善が見込まれるものをいう。

- 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者
- 二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者
- 三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者
- 四 前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に欠け、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者

(市町村教育委員会への報告)

第三条 市町村立学校の校長は、指導が不適切な教員に該当すると判断する者について、当該学校を設置する市町村の教育委員会に報告するものとする。

(認定の申請)

第四条 指導が不適切な教員の認定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、県教育委員会に申請を行うものとする。

一 市町村立学校に勤務する者 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会教育長

二 県立学校に勤務する者 申請に係る教員が勤務する学校の校長

2 前項の規定による申請には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 当該申請に係る教員の授業その他の教育活動の状況

二 当該申請に係る教員に対する校長等の指導及びその指導による改善の状況

三 前二号に掲げるもののほか、県教育委員会が必要と認める事項

(事実の確認)

第五条 県教育委員会は、前条第一項の申請に係る事実の確認を行うため必要があると認めるときは、同項に規定する申請者に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査するものとする。

(指導が不適切な教員の認定)

第六条 県教育委員会は、第四条第二項の申請に係る書類及び前条による事実の確認に基づき、指導が不適切な教員の認定を行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定による認定を行うに当たつては、あらかじめ、当該認定に係る教員及び第九条に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 県教育委員会は、第一項の規定による認定を行ったときは、第四条第一項に規定する申請者及び当該認定に係る教員に対し、その旨を通知するものとする。

(指導改善研修)

第七条 県教育委員会は、前条の規定により指導が不適切な教員と認定された者に対して、指導改善研修を実施するものとする。

2 指導改善研修の期間は、一年以内とする。ただし、県教育委員会が特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

(改善の程度の認定)

第八条 県教育委員会は、指導改善研修の結果に基づき、児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 前項の規定による認定を行うに当たつては第六条第二項の規定を、前項の規定による認定を行ったときは第六条第三項の規定を準用する。

(審査委員会)

第九条 県教育委員会は、法第二十五条の二第五項の規定による意見を聴くため、審査委員会を置く。

2 委員は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)のうちから、県教育委員会教育長が

委嘱する。
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。
(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程を次のように定める。
平成二十年六月五日

山梨県教育委員会

教 育 長 廣 瀬 孝 嘉

指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程

(目的)

第一条 この規程は、指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則(平成二十年山梨県教育委員会規則第十七号)第九条第四項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第二条 委員会は、教育長の要請に基づき次に掲げる事項について審査し、意見を述べらるものとする。

- 一 指導が不適切な教員の認定に関する事項
- 二 指導が不適切な原因が精神疾患によるものと疑われる教員に対する専門医による受診の必要性に関する事項
- 三 指導改善研修終了時における指導の改善の程度の認定に関する事項

四 その他教育長が必要と認める事項
(組織)

第三条 委員会の委員の定数は、七人以内とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合は、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員の互選による委員長を置く。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。(会議等)

第四条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とし、議事の記録は公表しない。(調査等)

第五条 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査の対象となる教員その他関係者の出席を求め、事情を聴取することができる。

第六条 委員会に幹事若干名を置き、教育委員会事務局職員のうちから教育長が命ずる。

2 幹事は、委員長の命を受け委員会の庶務に従事する。

(その他)

第七条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年六月五日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程を廃止する訓令
指導力不足等教員に関する諮問委員会規程（平成十五年山梨県教育委員会訓令甲第一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年六月五日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院情報システム保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局医事課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号

五 随意契約に係る契約金額

四億五千二百九十七万五千八百八十五円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

山梨県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組

合について、職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十年五月二十八日次のとおり認定した。
なお、平成十九年山梨県労働委員会告示第二号は、廃止する。
平成二十年六月五日

山梨県労働委員会

会長 鶴 田 和 雄

山梨県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、次の表に掲げる者

山梨県企業局

勤務箇所	労働組合法第一条第一号に規定する者
局本庁	局長、次長、技監、参事、企画調整主幹、主幹（局付の者に限る。） 、課長、総括課長補佐、課長補佐（課長の事務を代決する者並びに総務担当の者、財務担当の者及び経営企画担当の者に限る。） 並びに総務担当の職員（課長補佐の職にある者を除く。）のうち人事、給与、労務及び秘書に関する事務を担当する者
事業所	所長及び次長

正 誤

ページ	段	行	誤	正
二五五	下	終わりから二	小松万千代	小松万知代
平成二十年五月八日労働委員会告示第一号				

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番